

2014年
2月15日

No.183

さざなみ

〒520-2141

大津市大江6丁目23-24

浦谷貞子 気付

さざなみネット

(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)

TEL・FAX 077-545-5154

金融ユニオン第5回中央委員会

賃上げを正面にたたかおう！

2月9日、金融ユニオン第5回中央委員会が愛知労働会館で開催され、全国から中央委員・役員・オブザーバー17人が集まりました。さざなみネットからは、山崎書記長が役員として参加しました。

浦野委員長はあいさつで「放っておいたら誰かがやってくれるでなく、自らがたたかう意気込みで、消費税増税、労働法制改悪の策動に負けない春闘にしていくと共に、直面する解雇撤回闘争の勝利を全体の力でかちとろう」と訴えました。会議は下記日程のとおり行われました。

各支部からは、「60歳定年再雇用で積立保存休暇が引き継がれるようになった」「労災認定をされた組合員の治療しながら勤務したいという要求を大切に交渉している」「機械作業に従事している嘱託行員（非正規）に、正行員同様の特別健康診断を実現させた」「メンタル不全者の職場復帰に向けて丁寧な対応を最優先にして要求している」「将来有望な若い人材が加入し、展望が開け、楽しみになってきた」など、活動の状況が報告されました。

松井書記長が、消費税増税による負担増に対応するために「誰でも月額16,000円以上・時給120円以上の賃上げ、関連会社を含め年収2



浦野委員長があいさつ

00万円・月額17万円・時給1,000円未満の賃金をなくすこと、高齢者の賃金水準の改善や非正規労働者への差別待遇改善」などを柱とする春闘方針案（詳細裏面）を提案。

参加者から「この要求は私たちの『夢』です。実現できたら素晴らしい」「賃金引上げこそデフレ不況脱却の鍵」「厳しい情勢に変わりはないものの、何とかしなければと仲間が思い始めて、足を踏み出してきている」「生活が大変、今年こそ大幅賃上げを」など意見が出され、討論を通じて展望を見出すことができました。

全ての議案が満場一致で採択された後、山崎副委員長が「正規労働者が非正規労働者におきかえられ、賃金が大幅に減少し、生活が苦しくなっている。非正規の闘いで最先端の取り組みを引き続き進め、17年ぶりのベースアップを実現させるため、賃上げを正面に据えてたたかおう」と閉会のあいさつをし、お互いの奮闘を誓い合いました。



ゴイサギ 岩波 美智子さん 画

- 第5回中央委員会日程**
- ・ 開会あいさつ
 - ・ 委員長あいさつ
 - ・ 経過報告
 - ・ 支部活動報告
 - ・ 議案提案
 - 1、春闘要求(案)について
 - 2、次年度の役員定数と選挙管理委員会の設置について
 - 3、組織拡大・強化について
 - 4、解雇裁判・闘争の状況について
 - 5、会計報告・財政問題について
 - 6、今後の日程について
 - ・ 議案審議・採決
 - ・ 閉会あいさつ



金融ユニオン2014年春闘方針

前文 省略

1、賃金引上げ要求について

〔賃上げ要求の基本〕

- (1) 誰でも基本給を月額最低16,000円以上引き上げること。
- (2) 初任給を16,000円以上引き上げること。
- (3) パートなど時間給労働者の時給を最低120円以上引き上げること。
- (4) 成果主義賃金の導入・拡大など賃金差別をやめること。不公正な評価に対してはただちに是正を行なうこと。
- (5) 関連会社を含め、年収200万円・月額17万円・時間額1,000円未満の賃金をなくすこと。
- (6) 実施時期 2014年4月
- (7) 回答指定日 2014年3月12日(水)

2、上期臨時給与要求について

〔臨時給与要求の基本〕

- (1) 誰でも定例給与の()支給すること。
(要求月数は、1.5ヵ月分以上とし、これまでカットされたところでは実績確保または復卒を要求する)
- (2) 年間協定を行わないこと。
- (3) 嘱託・臨時職員・関連会社職員に対して、定例給与の()支給すること。
(要求月数は、1.5ヵ月分以上とし、実態に即して大幅引き上げを要求する)
- (4) メリット配分・考課配分には反対である。
支給基準の明確化、格差の縮小、確実なフィードバックを行なうこと。
- (5) パート・派遣・契約社員に対して大幅な引き上げを実施し、正社員との均等待遇を図ること。
- (6) 専任(先任)職員に対する臨給は、一般職員と同率の支給とすること。
- (7) 継続(再)雇用制度による職員に対する臨給は、専任(先任)職員に準じて支給すること。
- (8) 支給日 2014年
6月10日(火)
- (9) 回答指定日 2014年
5月15日(木)



3、個別要求について

- (1) 定年前の大幅賃金ダウン

を伴う専任(先任)行員制度を見直すこと。

- (2) 年金開始年齢までの定年延長と65歳までの希望者全員の雇用継続を実現すること。
- (3) 定年前退職を強要する役職・職位定年制、早期退職勧奨制度をやめること。
- (4) 定年退職の日は、定年達齢日の属する年度末とすること。
- (5) 時間外労働を減らし、有給休暇が取得できるよう、正行員(職員)を増員すること。また、卒業後3年間は新卒採用枠扱いで雇用するとともに高卒採用も行なうこと。
- (6) 正社員転換制度を導入し、1年以上継続している非正規労働者は本人の希望に基づき正社員とすること。
- (7) 時間外不払いをなくし、完全支給すること。
- (8) 勤務終了後、次の勤務まで最低11時間以上の休息を保障すること。
- (9) 土・日曜日および休日の営業は行わないこと。
- (10) 休憩時間は必ず1時間取れるようにし、労働者の健康管理に十分配慮を行なうこと。
- (11) 年次有給休暇の完全取得、特定日の廃止などで、総労働時間の短縮を図ること。
- (12) コンプライアンス休暇は、その趣旨にてらして特別休暇とすること。
- (13) 福利厚生面を含め、非正規労働者の労働条件の均等待遇を図ること。
- (14) 雇用、賃金、研修、昇進、昇格などあらゆる面での差別を撤廃し、男女平等の実現を図ること。
- (15) パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶するための具体策を講じること。また、懲戒規程に明文化するなどして責任体制を明確にすること。
- (16) メンタルヘルス不全による長期休職者については、期限をきって退職扱いにすることなく、企業の責任において、職場環境に配慮した丁寧な復帰策を講じること。
- (17) 金融商品取引法を順守し、投資信託など元本保証のない金融リスク商品のノルマ推進はやめること。
- (18) ローン・クレジットカードなどの行き過ぎた獲得競争を自粛し、ノルマ販売をやめること。
- (19) 12月30日を休日とするよう行政機関や業界団体などに働きかけること。

